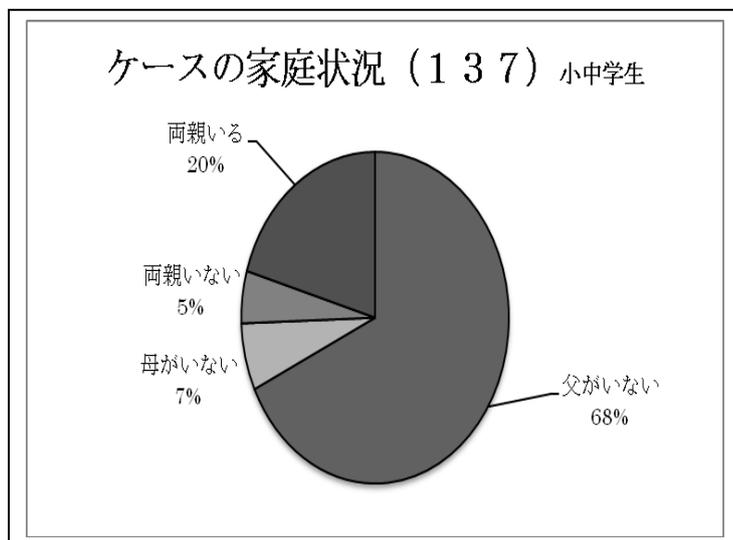


IV. 教育ケースの第2次総括

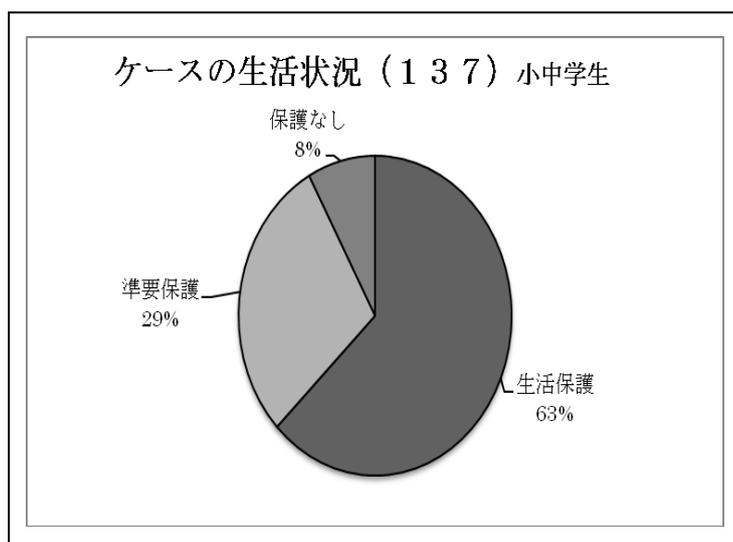
1. ケース全体の世帯状況と生活状況

○ 小中学生ケース（137件）の家庭状況



ケースの家庭状況を見ると、母子家庭が66%であり、全母子家庭の中のケースの出現率は、24%である。父子家庭は7%であり、全父子家庭におけるケースの出現率は、22%である。一方養育家庭は5%で全養育家庭に占めるケースの出現率は、47%になる。両親のいる家庭は20%で、出現率では、4%となっている。ケースの発生状況と、家庭状況には、大きな関係があることが伺われる。

○ 小中学生ケース（137件）の生活状況



ケース世帯の生活状況を見ると、要保護世帯（生活保護）人数は、63%と圧倒的に多く5年前より4%増加している。準要保護世帯人数は、29%と逆に5年前より2%減っている。援助を受けていない世帯の人数は8%となっており、より経済状況がケースに大きく影響していることが現れている。ケースの出現率を見ると、生活保護世帯では、43%、就学援助世帯では、7%、援助なし世帯では、2%となっている。

7校区の生活保護世帯の実に43%の児童生徒がケア会議（児童福祉法第25条による要保護児童）対象となっていることは、ケア会議（要保護児童対策地域教機会）における問題解決は、教育の課題解決だけでなく、福祉における課題解決（生活保護の連鎖）にもつながる重要な問題であるといえる。ケース全体の課題（虐待・不登校・問題行動・修学困難等）はあらゆる状況（生活保護・準要保護。保護なし）で発生する可能性があるが、問題の解決には、現在実施されているような、地域関係機関や、役所の専門機関、保育所や学校などの教育機関福祉がそれぞれ主体的に参加する形がもっとも機能を発揮する形であると考えられる。

2. ケースの地域（施設）による数量的違いの分析

現在継続中のケース数（2010年10月現在）

施設	鶴中	長小	北小	第1	第2	第5	北保	松保	梅中	松小	梅小	津小	松保
生徒数	216	221	124	49	54	60	77	139	252	138	189	91	139
ケース数	113 (69)								35				

() は卒業生ケースの数

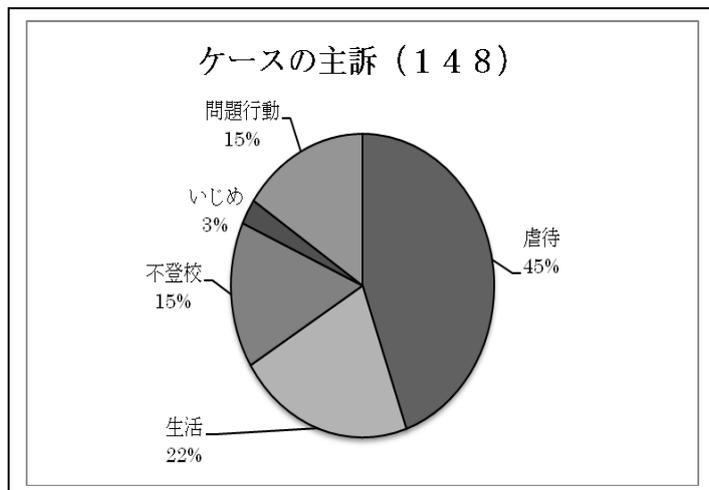
現在継続中のケースは、上記の通りで、鶴中校区113ケースと梅中校区35ケースで、数的には大きな違いがある。これは、歴史的な経過や地域（市民交流センター）との距離感、学校（教師）のケースの入り口に対しての認識の差などが考えられるが、上述の校区による生活状況の差なども影響していると考えられる。4年前の小中学校のケース数と比較すると、鶴中校区（北津守小では、ケース率が5年前の5倍になっている。）では1ケース増加であるが、梅中校区では、16ケース増加しており、全体の生徒数は減少している中ケースに上がる子どもたちの数（ケース率）は増加しているといえる。特に梅中校区で、増加率が大きいのは、ケースによる問題解決の手法が梅中校区でも認知、定着されてきたことを現している。また、発生率の傾向から考えて、梅南中学校区も含め区内中学校区に潜在的ケースが多くあることを想定する必要がある。保育所は、独自の基準で要保護児童の位置づけを行っているので、本年度ケア会議に報告されたケースだけをカウントしている。独自の資料によれば、30人の虐待が疑われる保育児が報告されており、地域の虐待の分析では、これをカウントしている。

鶴見橋中学校区のケース入り口（主訴）の内訳を見ると虐待が51%、生活が20%であわせて71%もあるのに対して、梅南中学校区は虐待が23%、生活が26%であわせて49%であるが、代わって不登校が28%を占めている。入り口のとらえ方の違いがケース数の総数にも多少影響を及ぼしているように考えられるが、5年前と比較するとその違いはかなり小さくなってきている。鶴見橋中学では、ケースの取り組みの効果が、担任や保護者にも肯定的にとらえられてきており、そのことが相談件数の増加につながっている。しいてはケースの総数にも影響を与えていると考えられる。

特に5年間で増加した件数は、鶴中校区の卒業生の件数である。それは5年前の28件から、69件へと、41ケース増加しておお、毎年3月の3年生のケースがそのまま追指導ケースへと持ち上がっていきその数を増やしている。当然、課題解決を確認すればケースとしては終了しているが、自立までを見届けることを終了とすれば、なかなか数的には減っていかない状況にある。また、いったん終了してケースでも、出産などを契機に再びケースとして復活する場合もあり、そこにこそ重篤なケースが発生することも多く、卒業生ケースの追指導は、大きな課題である。

3. ケースの主訴（相談開始時の要因）の分析

7校全体のケース主訴（入り口）について

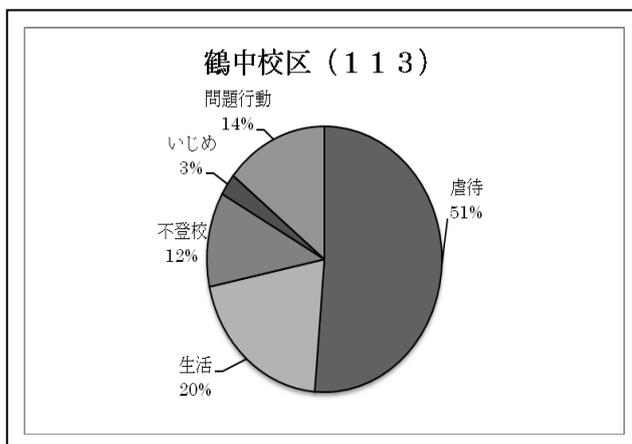


全体件数が137件(人)で、内訳は虐待が45%（66件）と最も多く、次いで生活（生活状況に関わる問題で修学に困難が乗じたケース）の22%、不登校と問題行動が15%、いじめが3%となっている。この状況からも解るように7校区のケースの取り組みは、虐待の早期発見や、見守り体制の構築に大きく寄与しているといえる。また、生活の問題に取り組みことは、虐待の未然防止の役割を果たすことが多く、両者を併せると、

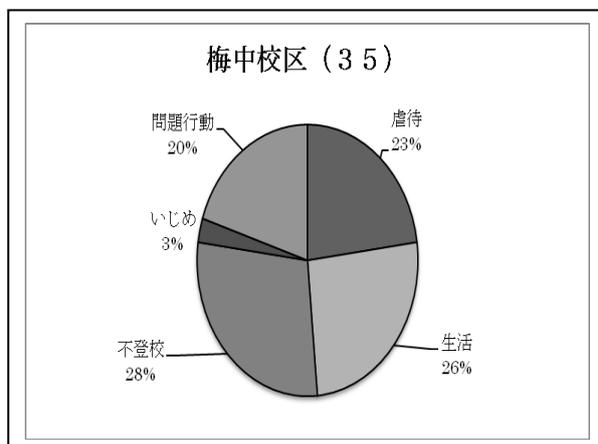
67%となり、地域の児童虐待の問題解決に果たす役割が大きいことを現している。また、不登校や問題行動の背景に、幼いときの保護者の養育姿勢や生活状況に問題が推定できるケースも多く、ケースにあげられる子どもたちのほとんどが要保護児童であることが認められる。まさしくケースの取り組みは、要保護児童対策地域協議会の果たすべき使命を遂行しているといえる。

また、5年前と比較すると虐待の占める割合は、10%増加しており、地域全体に虐待の発見する力も向上してきているように考えられる。

ケース主訴 鶴見中学校校区 113件



ケース主訴 梅南中学校校区 35件



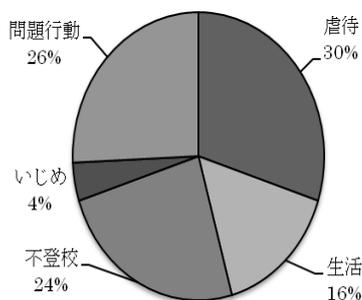
鶴中校区のケース主訴を見ると虐待が51%、5年前より14%増加している。生活の20%と合わせて71%となっている。

梅中校区の主訴でも、虐待と生活を合わせて、49%となっており、4年前より23%増加している。絶対数が1.8倍になっていることを考えると、梅中校区においても、虐待問題の解決力が向上していることが伺われる。

鶴見橋中学校区と梅南中学校区とは、単純比較をするのは難しいが、ケースの取り組みを継続していくことが、発見機能や、見守り機能をより充実させることにつながっていると考えられる。

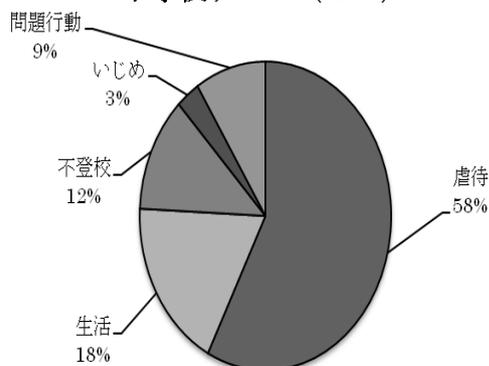
ケース主訴 中学校 70件

中学校ケースの主訴 (70)



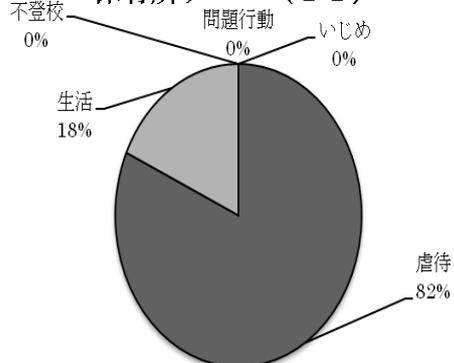
ケース主訴 小学校 67件

小学校ケース (67)



ケース主訴 保育所 11件

保育所ケース (11)



校所種別でケースの主訴を見ていくとケース件数の47%が中学校で46%が小学生のケース検討となり、一方の保育所は、7%程度となっている。5年前と比較すると小学校のケースが、15ケース増え全体のケース数を押し上げている。

絶対的な数の違いを踏まえたうえでも、保育所、小学校、中学校と「虐待」の率が多い。それぞれ、82%、58%、30%となっており、抵抗力が弱く、親に生命維持自体を依存しなければならない状況であるため、より多く行われ、表面化することによって主訴となりうる率が高いことが考えられる。

「生活」「不登校」「問題行動」の率は、逆になり、中学校16%・24%・26%、小学校18%・12%・9%、保育所18%・0%・0%となっている。

保育児、児童、生徒と心身ともに成長し自我が芽生え始める境界にある子ども達は、自分では解決できない混沌とした気持ちを様々な形で現していく。上記の推移特徴を捉えると、虐待を受け続けた子ども達（要保護状態に置かれた子どもたち）が、成長と共に表面的に現れる現象の中に「不登校」や「問題行動」ということがあると推測できる。

また、「生活問題」は、生活の経済的困窮や子育てにかかる経費と共に表面化する点や子ども自身が自分の生活を客観的に見る力が育つことによって、主訴としてなりうるものであると考えられる。更には、保護者自身の学校に対する信頼感から、抱え込むことなく、相談を行うことによってケース検討の主訴となると考えられる。

上記のように捉えるならば、主訴それぞれが絡み合いながら、表面化していただけであり、子ども達の発達段階や取り組み内容によって、移行することも考えられる。

ケースを分析（ケーススタディー）すると、生活課題や社会課題などの背景や要因があつて、やがて、虐待や不登校などの問題が現れてきて来ることがわかる。ケースの主訴も、一連の問題が現れる、どの時点をとらえて主訴とするかによって当然変わってくるのが考えられる。すなわち、相談をする側とされる側の人間関係に影響され、一連の問題でもどの時点でどうとらえるかによって、主訴も変わってくる可能性があるといえる。取り組み方によっては不登校や虐待も生活の相談や、進路、就労の相談として未然にとらえることも可能であるということを示唆している。教育保育福祉の世界ではケースのスキルを磨き、このような視点で、問題の未然防止に努めることが大事であろう。そのためにも日頃の子ども達や保護者と指導者（担当者）の関係のありようにも組織として関心を持ち、ケーススタディーや、研修を通してスキルアップをはかる必要がある。

4. 虐待ケースについての分析

把握件数の分析

	児童・生徒数（人）	虐待ケース	出現率1000人当たり
22年10月現在 7 校区	1231+385=1616	107	66.2
平成21年度西成区	9000	280	31
平成21年度大阪市	300000	1606	5.4

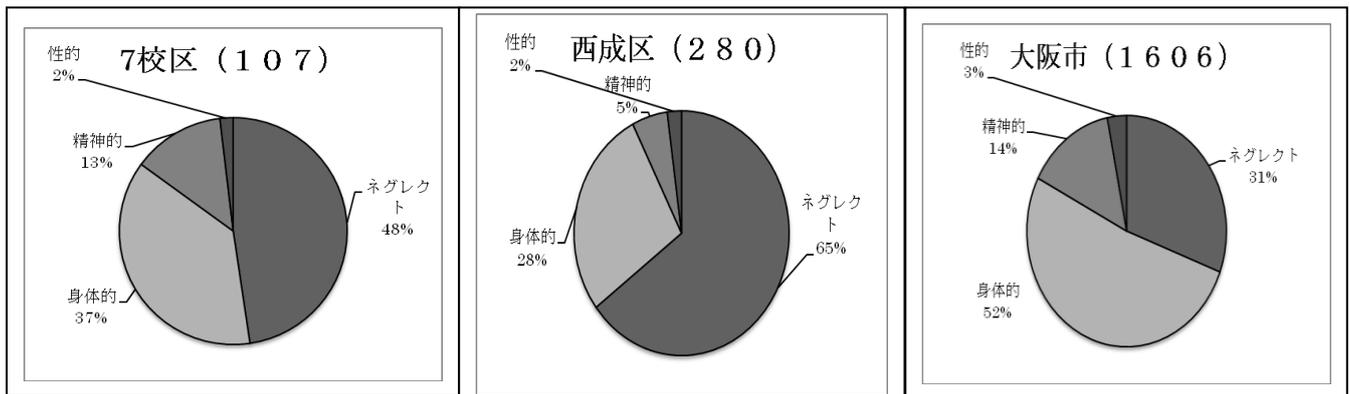
上記の表は、子ども1000人あたりの把握された虐待ケースの子どもの人数を示したもので、7校区については、関係の5保育所も含めたものである。西成区、大阪市についてはそれぞれ西成区要保護児童対策地域協議会で昨年度把握されたものと大阪市子ども相談センターで把握した件数である。西成区、大阪市については15歳未満人口を約9000人と30万人と推定して計算している。（2005年度西成区15歳未満人口9892人、大阪市315143人）

これを見ると、7校区での虐待の把握件数は、西成区の2倍、大阪市の1.2倍になっており、様々な状況から、虐待に陥る可能性は7校区が高いとしても、むしろケース会議（7校区では1990年代後半より様々な教育問題をケース会議の形で検討しており、2003年度からは現在とほぼ同じような形でケース会議を持ってきている。）の仕組みの定着により、寄り早期の段階で発見し対応していると考えられる。（把握件数は5年前の1.8倍になっている。）

また、西成区においても、その発見件数はケア会議（要保護児童対策地域協議会）が始まった平成18年（把握件数は86件）から飛躍的に増加しており、平成に21年度には280件と3.3倍に達している。このことは、平成18年度から西成区独自に始まった中学校区別のケア会議（要保護児童対策地域協議会）が、いかに虐待問題の解決に大きな力を持っているかを示している。

虐待の様態による分析

	ネグレクト	身体的虐待	心理的虐待	性虐待	合計
7校教育ケア会議 (把握虐待件数)	51	40	14	2	107
西成区(相談件数) (把握件数)	181	78	15	6	280
大阪市子ども相談 センター(把握件数)	494	832	230	50	1606

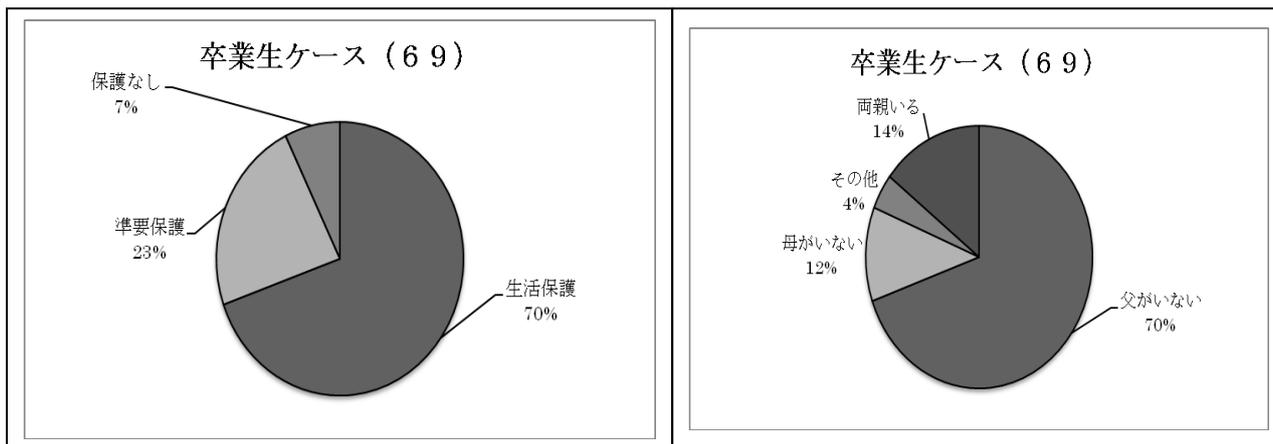


虐待の様態による分類を見ると、7校区と西成区はネグレクトの割合が最も高いのに比べて、大阪市全体では、身体的虐待の半分程度になっている。これは、7校区や西成区では、虐待をより早期の段階で把握し、身体的虐待起る以前でネグレクトの状態で見出し対策を実施していることを示している。また、身体的虐待は目に見える形で発見できるが、ネグレクトは、学校や保育所、地域における情報が総合的につながることで把握できることで、まさしくケース会議の機能が発揮されて把握できるものであるといえる。

総合的に見ると、7校区や西成区では、生活状況や家庭状況の厳しさによって、子どもたちが要保護状況になる確立は高いといえるが、また、その課題に多くの人たちが思いを寄せて、過去より取り組んできた歴史とがあるといえる。その一つの表れが、全国でも先駆けた中学校区でのケア会議の定例化であるといえる。この取り組みは虐待問題におおきな効果を上げるだけでなく、不登校や、問題行動という教育上の課題解決にも大きな効果が期待できる。

また、後述の鶴見橋中学校で行われている追指導（卒業生ケースの指導）と重ねると、貧困の連鎖（生活保護の連鎖）や、人間の関係性（絆）の復活などにも大きな効果が期待されるものとなるであろう。

5. 卒業生のケースの分析



卒業生のケースは、鶴中卒業生で現在69件が継続されており、27件が女性、42件が男性である。母子家庭が70%、父子家庭12%、その他が4%合計で84%になりケースの平均より6%高くなっている。生活保護も70%でケースの平均より7%高くなっている。

鶴中では、在校生の継続ケースが50件で卒業生が69件あり、ケースの関わりを半分近くに達しており、多くの労力を必要としている。しかし困難を抱えた卒業生へのケアは（ケースにあがらない場合も含めて）、在校生全体を安定させるのに、有形無形の効力があり、ひいては学校の信頼や安定につながる重要な取り組みであると考えられる。

西成区内の15才から20才までの少年の犯罪件数や、観察処分を受けている少年の数では、梅中、鶴中校区は他の中学校区に比べて現在低い傾向がある。このことは、ケースを含む卒業生への追指導が、卒業生全体の安定に一定の効力を発揮し、地域全体の安定につながると考えられる。（直近の状況は検証の必要性あり）

ケースになったきっかけ（ケースの入り口）は、小中学時代に虐待としてとらえられたケースが29件、生活支援のケースとして立ち上がり卒業しても継続して支援が必要なケースとして16件、問題行動として立ち上がったケースが12件で、計62ケースが中学時代からの追指導として継続しているケースである。一方、卒業してから中学校に相談にきてケースになった件数が7件であり、いずれも高校や職場でのいじめなどの人権侵害である。現在では、ほとんどのケースは生活の見守りやサポートとして運営しており、就労支援や子育て支援になっている。今後子育てに関わる相談は増えることが予想され、保育所と中学校の連携も重要となる。

ケースの運営に関わって、卒業生の場合（転出した生徒）は、施設等に出向いての面会指導や、地元へ一時帰宅する場合の、往復に関わる経費をどのようにして捻出するか、整備する必要がある。また、関わりを作る上で必要な必要経費についても考え方を含めて共通理解をはかる必要がある。ケースにあげていないが、子育て支援やひとり親支援などで、病院や市民交流センターと協力する場面も増えており、今後子育ての中で困難が生じた場合などケースに立ち上がる可能性もある。

卒業生が保護者として保育所学校のケースにあがっていることは、上記の問題と結びついて、課題が世代間をまたいだと考えられる。この問題はケースの終了を、誰が何を持って判断するかという、ケースの出口問題に関わり、この問題を解決することが、問題の世代間連鎖を食い止める大きな鍵になると思われる。

13. 事例 13（鶴中の貧困の連鎖を断ち切るための取り組み）

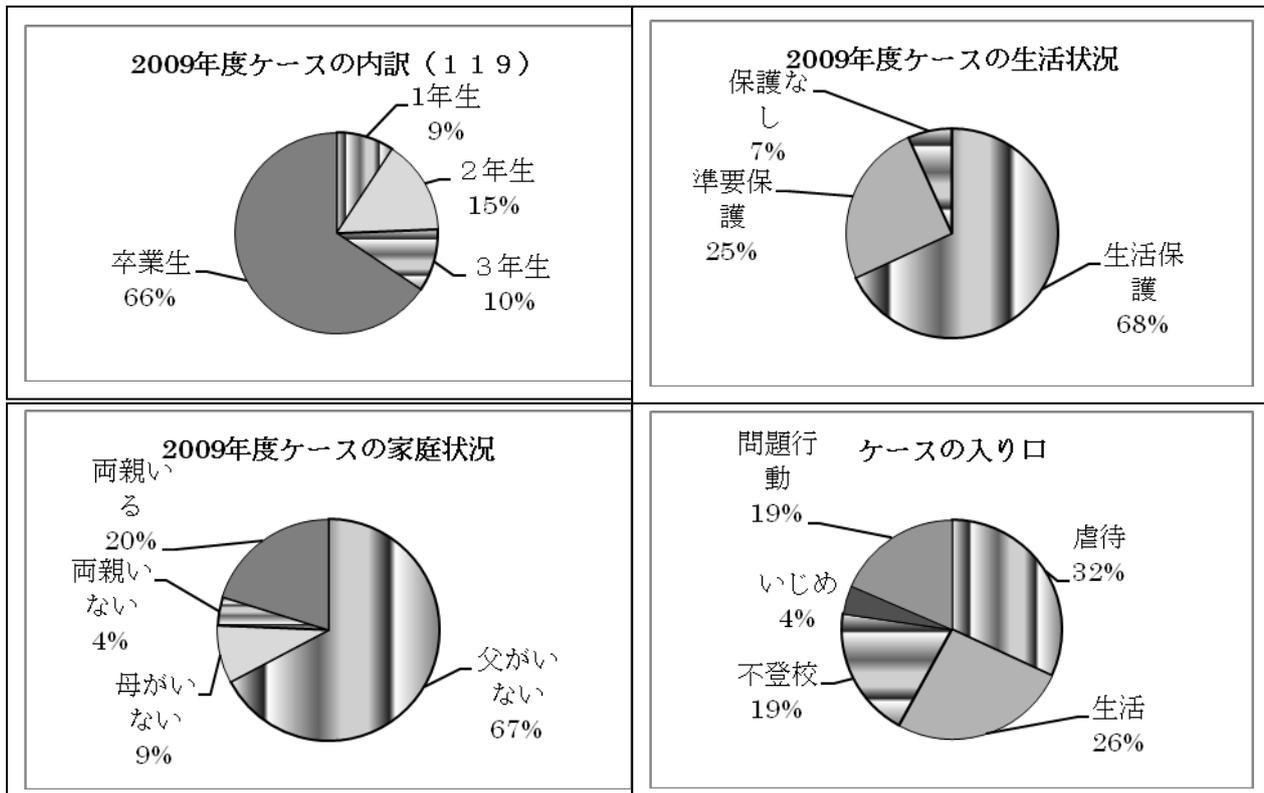
（1）鶴見橋中学校区教育ケース会議（要保護児童対策地域協議会）

本校では、子どもたちの生活を支え教育を保証する取り組みとして、特に生活や家庭状況に課題を抱えた子どもたちの問題解決のために、地域や専門機関とともにケース会議を持って協力して問題解決にあつたっている。

① 会議の設立経過

鶴見橋中学校区では 2003 年 9 月よりそれまで実施していた教育ケース会議を、人権協会・人権文化センター・青少年会館・障害者会館・児童相談所・子ども家庭支援員・家庭児童相談所・教育委員会、区役所（区民企画室・生活支援課・DV担当）などを交えた総合的な組織として、月 2 回の定期的な会議と、必要に応じた緊急ケース会議として再編成した。また、年に 3 回の集約を行い問題点の改善と課題の洗い出しを行ってきた。2006 年 11 月からは、地域の民生委員の代表・主任児童委員を加えて、西成区独自（西成区 6 中学全中学校区ごとに設立）の虐待防止・子育て支援連絡協議会として再編成されている。

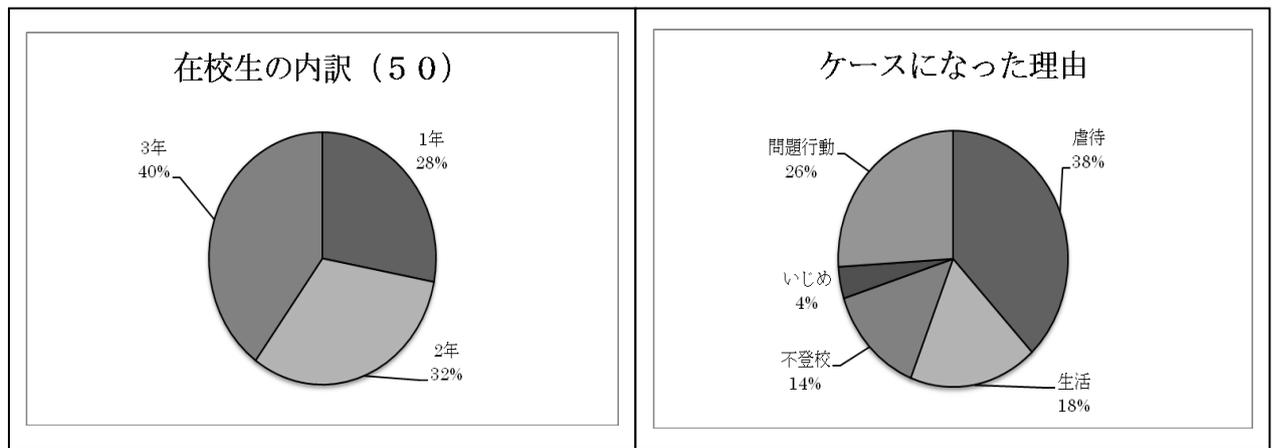
② ケース会議の状況とその可能性



上表は、2009 年度の本校の教育ケース会議を集約したグラフである。本校区では毎月 2 回地域の関係諸機関や専門機関と子どもたちや卒業生、保護者に関する様々な課題の中で、学校では解決しきれない問題について、ケース会議の形で各機関が協力し合い、問題解決に努めている。2009 年度に扱ったケースの総数は 119 件（2010 年 3 月 31 日現在）で、その内の 66%が卒業生のケースであり、それがそのまま保育所や小学校のケースとして上がっている場合もある。ケースの生活状況は実に 68%が生活保護世帯で、一人親もしくは両親ともいない世帯が 80%に達しており、家庭的経済的背景が大きく影響していることがわかる。また、ケースに上がるきっかけとなっている課題は、虐待が 32%と最も多く、このことはこの取り組みが虐待の早期発見や、深刻化の防止に大きく寄与している

ことを表しており、その多くが現状として生活の見守りとなっていることは、虐待防止と子育て支援が表裏一体であることを表しており、虐待問題に対して中学校区として取り組みモデルであると考えられる。また、在校生のケースでの取り組みは、子どもたちの生活を支えるだけでなく、学校の安定化にも大きく寄与している。さらにケースを通して見えてくる課題をケースワークすることは、それに関わる全ての教職員にとって人権感覚を磨き教師力を高める実践研修と成り得ている。

本校では、2006年（平成18年）11月8日に西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会（要保護児童対策地域協議会）が、設立する以前より、地域・関係諸団体と連携して課題のある生徒や家庭に対して、必要に応じてケース会議を持ち、その支援と対策に努めてきた。その根幹には、一人の子どもも切り捨てない教育の理念が息づいている。それは我々の先人達が、校区に過去より多く存在していた生活や人権、教育に関わる多くの課題を、地域とともに苦心の中、作り上げてきたものにほかならない。その始まりには、同対審答申に基づく法律により整備された条件が大きく寄与しているが、その法的根拠は現在は失われている。しかし、私たちの目の前には、格差の拡大や貧困の連鎖の中、人間関係の希薄化に伴う孤立や自殺の問題、とりわけ児童虐待の問題にみられるように、本来家庭や社会で育まれなければならない子どもたちの命や、希望が損なわれている現実がある。本校ではこのような実態に対して、要保護児童生徒に対するサポートの取り組みや、卒業生に対する追指導の取り組みなど、本校独自の取り組みを持って対応している。児童福祉法第25条には、「要保護児童には、必要に応じて支援方策を検討する必要がある」と明記されており、本校では、2010年10月21日現在50人の要保護児童生徒が在籍しており、様々な個別の支援を必要としている。本校の取り組みが、この法律の必要に応じて行われているのであるなら、そのために機能している教員は、必然であるといえる。逆に言えば、要保護児童生徒（要保護児童対策地域協議会に位置尽く児童生徒）の数に見合った人員を、行政として配置すべきであるとする。この考え方は、私たちの人間教育に新たな法的根拠を導き出すことになり、多くの生活的・家庭的困難を抱えた子ども達に光を与えるものである。



(2) 卒業に向けた取り組み

本校では、地域で学ぶ15年間の取り組みの集約として以下の2点の実施している。

① 新にしなり学習の取り組み（同窓会ネットワークの結成に向けて）

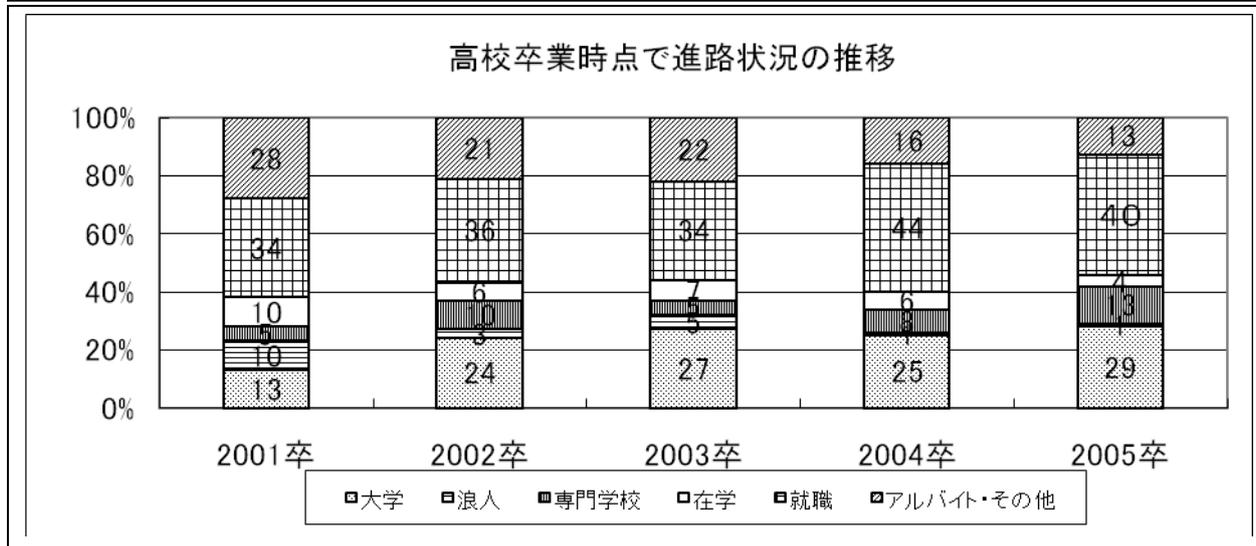
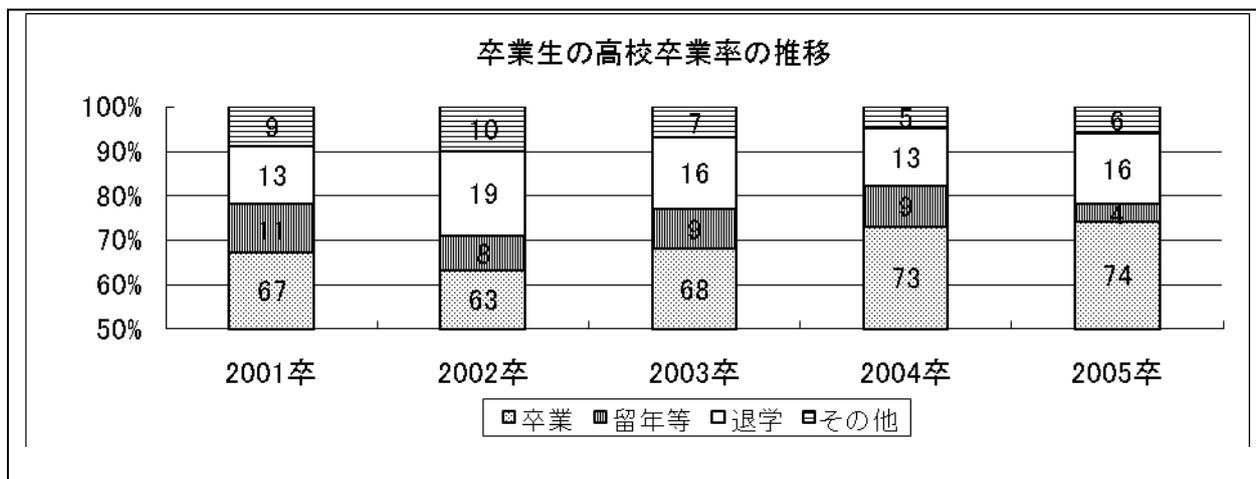
これまで行ってきたあいりん地区や西成地区についての学習（「にしなり学習」）に「反貧困学習」を加えた「新にしなり学習」を卒業前の重要な取り組みと位置づけて実施している。そこでは、地域青年との交流や、進路の追指導につながる16歳、18歳、20歳の自分に当てた「3通の往復はがき」の作成など、卒業後も地域や学校、同級生とつながる「同窓会ネットワーク」作りにつながる取り組みを実施している。

② 奨学金の取り組み

2009年度の奨学金受給率を見ると、卒業生92人中91人が進学、大阪府育英会の採用者が57人、入学資金貸し付けが35人、大阪市奨学生の採用者が20人である。この学年の生活保護世帯の生徒が18人であるので、公的援助なしに進学した生徒は23人であった。高校無償化制度の導入で奨学金の必要が減少しているにもかかわらず、実に75%の生徒が何らかの公的援助を受けて進学している事がわかる。本校では3回の奨学金説明会を学校独自で実施し、申し込み手続きの支援など、漏れのない徹底した支援により進路の保障に努めている。

(3) 進路の追指導

下の表は、本校卒業生の高校卒業状況と、18歳時点での進路状況の推移である。高校を3年間で卒業した率は、5年間で7ポイント上昇している。この間、進路の追指導として高校や家庭と連絡を取りながら、相談や調整に努めてきている。残念ながら退学をしたケースでも、進路変更として別の高校や専門学校につながったケースも多くあり、そのことは18歳時点での進路状況においても一定の成果として確認できる。大学進学率は13ポイントから29ポイントへと大幅に躍進している。中でも生活保護世帯で大学進学を考える卒業生には、奨学金の借り入れや、卒業後の進路を含め（奨学金返済を視野に入れて）相談に乗る中、教員を目指す卒業生が増加していることに心強さを感じる。とりわけ効果を実感できるのは、アルバイト・その他に位置づく卒業生が、28ポイントから13ポイントへと大きく減少していることである。「その他」には、様々な事情で困難を抱えてしまうケースが多く、そこが減少し就労の割合が向上していることは、本校が抱える世代間連鎖（現在社会に問題化している貧困の連鎖）を断ち切る一つの方法を示していると考えられる。



VI. 課題と問題点（要検討）

1. ケースの入り口について

ケースの入り口論とは、どういう状況の教育課題を、ケース会議に報告してくるかという、もともと基本的な問題であり、年月を重ねるにつれ共通理解に近づきつつあるが依然多くの課題を残しているところである。

- 入り口の基準を共通理解する必要がある。
- 施設（把握する人物）により状況把握に内容に密度や温度の違いがあり、日頃からの人間関係のありかたや、組織、対応者のコミュニケーション能力や人権感覚、またフットワークが問われ、それらは、ケースマネジメントの生命線ともいえる。このような能力の向上をはかり、状況把握に関わる精度を高めていくことが大きな課題である。
- 各施設で情報集約（情報伝達）のための仕組み作りを進める必要がある。
（例：学級活動・家庭訪問→学級ミーティング→不登校対策会議→教育ケース会議）
- 教員、保育士、職員のコミュニケーション能力やフットワークや人権感覚を養うための仕組みが必要である。
- 各施設で、相談窓口の整備を必要がある。
- 地域全体に相談活動に関わる、啓発（西成新聞との連携等）を促進する必要がある。
- ケース開始に当たる、本人や家族への通知のあり方について

2. ケースの運営について

- ケース会議の一覧表に載せてくるケースの基準が明確ではなく、鶴中、長小とそれ以外の施設で違いが大きいように思える。統計を正しく取るためには、是正する必要がある。
- ケースのマネジメントに関わる、技量（経験・コミュニケーション能力・フットワーク・人権感覚）を高める必要がある。
- ケース運営に関わる方法論の学習会を持つ必要がある。
- ケース運営に関わる、人（時間）と経費の問題を解決する必要がある。
- ケース運営に関わる組織内の共通理解を進める必要がある。
- 見守りのあり方について共通理解・研修を持つ必要がある。
- 市民交流センターへ引き継ぐ基準のあり方について共通理解を持つ必要がある。
- ケースの運営の中で地域関係省団体（民生委員児童委員、保護司、青少年指導委員等）の関係を整備する必要がある。

3. ケースの管理について

- 個人情報保護法との整合性を確立する必要がある。
- 情報の管理や公開の範囲などについてのガイドラインを作成する必要がある。
- デジタル管理の確立を目指す。
- 情報の管理年数を考える必要がある。
- 各施設での情報管理のあり方を整備する必要がある。

4. ケースの終了について

- ケース終了の基準作成
- 本人通知のあり方について
- 見守りと終了の違い

V. 今後の取り組みの方向性

- 各施設の中で、教育ケース会議の有り様の共通理解をさらに進める必要がある。
- 教育委員会内に教育ケースの重要性をさらに認知してもらう必要がある。
- 児童相談所との連携を強化して、児童相談所のさらなる機能化を目指す。
- 地域関係省団体との連携強化
- 教育と健康福祉局とのさらなる連携強化をする
- ケースからの回復プログラム（MY TREEペアレンツ・プログラム等）を作成する。
- 関係所期間と連携して、人権侵害からのシェルターや、回復のためのグルーホームの設置を目指す。
- 地域里親運動について研究を進める必要がある。
- 西成区の南部3校とケースの方法論を共有していく必要がある。
- 大阪市全体に、教育ケースの考え方を伝えていく必要がある。